愛媛県報

平成17年11月１日火曜日　第1707号

発行　愛　媛　県

印刷　岡田印刷株式会社

◇目　次◇

告　示

○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1131
○　字の区域の変更（　〃　）……1131
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1131
○　字の区域の変更（　〃　）……1131
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1132
○　字の区域の変更（　〃　）……1132
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1132
○　字の区域の変更（　〃　）……1132
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1132
○　字の区域の変更（　〃　）……1132
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1132
○　字の区域の変更（　〃　）……1132
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1133
○　字の区域の変更（　〃　）……1133
○　新たに生じた土地の確認（今治市）……1133
○　字の区域の変更（　〃　）……1133
○　新たに生じた土地の確認（愛南町）……1133
○　字の区域の変更（　〃　）……1133
○　新たに生じた土地の確認（愛南町）……1133
○　字の区域の変更（　〃　）……1134
○　瀬戸内海環境保全特別措置法第５条による特定施設の設置の許可申請の概要……1134
○　県営土地改良事業の換地処分……1136
○　町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧……1137
○　公有水面埋立工事のしゅん功認可……1137
○　道路の位置の指定……1137

告　示

○愛媛県告示第1943号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市関前岡村甲2118の３、甲2118の５、甲2143の３、甲2151、甲2152、甲2154から甲2157まで、甲2195、甲2196の１から甲2196の３まで、甲2218の１、甲2219の２、甲2220、甲2221の１、甲2221の２、甲2222の１から甲2222の３まで、甲2291から甲2294まで、甲3122の４、乙738の１、乙738の４及び乙788の３の地先	2,453.43

○愛媛県告示第1944号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　域	面　積（平方メートル）
関前岡村	今治市関前岡村甲2118の３、甲2118の５、甲2143の３、甲2151、甲2152、甲2154から甲2157まで、甲2195、甲2196の１から甲2196の３まで、甲2218の１、甲2219の２、甲2220、甲2221の１、甲2221の２、甲2222の１から甲2222の３まで、甲2291から甲2294まで、甲3122の４、乙738の１、乙738の４及び乙788の３の地先公有水面埋立地	2,453.43

○愛媛県告示第1945号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市関前岡村甲1117、甲1120の１、甲1120の２、甲1122の２、甲1124、甲1127の２、甲1128の１、甲1128の３、甲1129の３から甲1129の６まで、甲1131、甲1133の１から甲1133の５まで、甲1135の１、甲1136の４、甲1136の５、甲1136の12、乙107の３、乙107の４及び乙116の６の地先	1,297.88

○愛媛県告示第1946号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　域	面　積（平方メートル）
関前岡村	今治市関前岡村甲1117、甲1120の１、甲1120の２、甲1122の２、甲1124、甲1127の２、甲1128の１、甲1128の３、甲1129の３から甲1129の６まで、甲1131、甲1133の１から甲1133の５まで、甲1135の１、甲1136の４、甲1136の５、甲1136の12、乙107の３、乙107の４及び乙116の６の地先公有水面埋立地	1,297.88

○愛媛県告示第1947号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市関前岡村甲2621の５、甲2621の６、甲2623の１、甲2624、甲2625の１、甲2627の４、甲2627の11及び乙988の４の地先	321.72

○愛媛県告示第1948号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　域	面　積（平方メートル）
関前岡村	今治市関前岡村甲2621の５、甲2621の６、甲2623の１、甲2624、甲2625の１、甲2627の４、甲2627の11及び乙988の４の地先公有水面埋立地	321.72

○愛媛県告示第1949号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市伯方町木浦字福浦甲3939の１、甲3939の８、甲3940の５、甲4598及び甲4598の２から甲4598の４まで並びに字洗足甲3950の２及び甲3950の８の地先	817.28

○愛媛県告示第1950号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称		左記の区域に編入する新たに生じた土地	
		区　域	面　積（平方メートル）
伯方町木浦	字福浦	今治市伯方町木浦字福浦甲3939の１、甲3939の８、甲3940の５、甲4598及び甲4598の２から甲4598の４まで並びに字洗足甲3950の２及び甲3950の８の地先公有水面埋立地	817.28

○愛媛県告示第1951号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市宮窪町宮窪6145、6155の１、6155の２、6156、6161、6162、6162の２、6163、6163の２、6297の１、6297の２、6298、6299の２、6301の２、6316の２、6317、6317の２、6380の２、6380の３、6381の２、6389の２、6389の３、6394の１、6395の１、6395の２、6396の２、6396の４、6398の２、6398の３、6423の２、6424の２、6424の３、6447、6448の１から6448の５まで、6458の２、6458の３、6459、6460の２、6461の４及び6462の２の地先	914.74

○愛媛県告示第1952号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　域	面　積（平方メートル）
宮窪町宮窪	今治市宮窪町宮窪6145、6155の１、6155の２、6156、6161、6162、6162の２、6163、6163の２、6297の１、6297の２、6298、6299の２、6301の２、6316の２、6317、6317の２、6380の２、6380の３、6381の２、6389の２、6389の３、6394の１、6395の１、6395の２、6396の２、6396の４、6398の２、6398の３、6423の２、6424の２、6424の３、6447、6448の１から6448の５まで、6458の２、6458の３、6459、6460の２、6461の４及び6462の２の地先公有水面埋立地	914.74

○愛媛県告示第1953号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市大三島町宗方675及び1185から1187までの地先	445.40

○愛媛県告示第1954号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　　域	面　積（平方メートル）
大三島町宗方	今治市大三島町宗方675及び1185から1187までの地先公有水面埋立地	445.40

○愛媛県告示第1955号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市上浦町盛2786から2790まで、2791の１、3110、3112、3848、3852の16及び3852の17の地先	2,180.56

○愛媛県告示第1956号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　　域	面　積（平方メートル）
上浦町盛	今治市上浦町盛2786から2790まで、2791の１、3110、3112、3848、3852の16及び3852の17の地先公有水面埋立地	2,180.56

○愛媛県告示第1957号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
今治市伯方町木浦字西長崎甲839、甲853の１、甲858の１、甲860の１、甲862の１、甲863の１、甲864の１、甲864の２、甲867の１から甲867の３まで、甲870の１、甲870の２、甲874の３、甲875の１、甲876の１、甲876の２、甲879の１から甲879の４まで及び乙297の２、字福浦明神甲898、甲899の１から甲899の３まで、甲900の１から甲900の４まで、甲903の４、甲903の８、甲905の１、甲905の３、甲905の５、甲905の６、甲905の８、乙304の３及び乙304の４、字焼山甲922、甲923の２、甲924、甲925の１、甲925の５、甲926、甲927、乙305の２及び乙305の３並びに字福浦甲3940の３及び甲3940の５の地先	3,255.67

○愛媛県告示第1958号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称		左記の区域に編入する新たに生じた土地	
		区　　域	面　積（平方メートル）
伯方町木浦	字西長崎	今治市伯方町木浦字西長崎甲839、甲853の１、甲858の１、甲860の１、甲862の１、甲863の１、甲864の１、甲864の２、甲867の１から甲867の３まで、甲870の１、甲870の２、甲874の３、甲875の１、甲876の１、甲876の２、甲879の１から甲879の４まで及び乙297の２、字福浦明神甲898、甲899の１から甲899の３まで、甲900の１から甲900の４まで、甲903の４、甲903の８、甲905の１、甲905の３、甲905の５、甲905の６、甲905の８、乙304の３及び乙304の４、字焼山甲922、甲923の２、甲924、甲925の１、甲925の５、甲926、甲927、乙305の２及び乙305の３並びに字福浦甲3940の３及び甲3940の５の地先公有水面埋立地	3,255.67

○愛媛県告示第1959号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
愛南町福浦1215、1476の１、1477、1482から1489まで及び1491の地先	4,289.04

○愛媛県告示第1960号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　　域	面　積（平方メートル）
福浦	愛南町福浦1215、1476の１、1477、1482から1489まで及び1491の地先公有水面埋立地	4,289.04

○愛媛県告示第1961号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第９条の５第１項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

新たに生じた土地の所在	面　積（平方メートル）
愛南町古月40の２、40の３、77の２及び78の３の地先	367.88

○愛媛県告示第1962号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区　域	面　積（平方メートル）
古月	愛南町古月40の２、40の３、77の２及び78の３の地先公有水面埋立地	367.88

○愛媛県告示第1963号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第５条第３項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から３週間公衆の縦覧に供する。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

1　申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
　大王製紙株式会社
　四国中央市三島紙屋町２番60号
　代表取締役社長　二神勝利
2　事業場の名称及び所在地
　大王製紙株式会社三島工場
　四国中央市三島紙屋町５番１号
3　特定施設に関する事項

(1)　N10号抄紙機

特定施設の種類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第１第23号　チ抄紙施設
特定施設の能力		１日当たり800トン処理
工事の着手予定年月日		平成18年１月20日
工事の完成予定年月日		平成19年７月31日
使用開始の予定年月日		平成19年８月１日
特定施設の使用時間間隔		連　続
特定施設の１日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無　し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　5.0 最大　4.0～6.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　350 最大　500
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　400 最大　520
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　35 最大　50
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　18,000 最大　18,000

備考　汚水等の内10,000立方メートルはＭＤＩＰ４系で、7,000立方メートルはＮＤＩＰ２系で再利用する。

(2)　ＭＤＩＰ４系

特定施設の種類		政令別表第１第23号　ヘパルプ洗浄施設
特定施設の能力		１日当たり450トン処理
工事の着手予定年月日		平成18年１月10日
工事の完成予定年月日		平成19年４月30日
使用開始の予定年月日		平成19年５月１日
特定施設の使用時間間隔		連　続
特定施設の１日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無　し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　8.5 最大　8.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　615 最大　800
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　400 最大　520
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　40 最大　60
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　5 最大　10
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　14,500 最大　14,500

備考　汚水等の内4,000立方メートルは湿式バーカーで再利用する。

(3)　ＮＤＩＰ２系

特定施設の種類		政令別表第１第23号　ヘパルプ洗浄施設
特定施設の能力		１日当たり350トン処理
工事の着手予定年月日		平成18年１月20日
工事の完成予定年月日		平成19年３月31日
使用開始の予定年月日		平成19年４月１日
特定施設の使用時間間隔		連　続
特定施設の１日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無　し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　8.5 最大　8.0～9.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　570 最大　850
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　400 最大　520
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　40 最大　60
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　5 最大　10
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　11,020 最大　11,020

備考　汚水等の内8,000立方メートルは湿式バーカーで再利用する。

4　汚水等の処理施設に関する事項

(1)　古紙パルプ排水回収施設(2)

設置年月日	平成元年11月８日
処理施設の種類	加圧浮上
処理施設の型式	物理処理
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	加圧浮上装置 直径 13.4メートル 高さ 0.65メートル
処理施設の能力	１日当たり18,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	加圧浮上
処理施設の使用時間間隔	連　続
処理施設の１日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無　し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	
			汚濁水	清澄水
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.5 最大 8.0～9.0	通常 6.7 最大 6.0～7.0	通常 6.7 最大 6.0～7.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常 750 最大 1,020	通常 3,060 最大 4,950	通常 590 最大 700
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常 410 最大 530	通常 5,050 最大 6,250	通常 100 最大 150
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 60	通常 40 最大 60	通常 40 最大 60
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常 17,500 最大 17,500	通常 1,000 最大 1,000	通常 16,500 最大 16,500

備考　汚濁水は総合排水処理施設で処理し、清澄水は14,000立方メートルを再利用する。

(2)　総合排水処理施設

設置年月日		昭和48年８月28日	
処理施設の種類		沈澱、活性汚泥、凝集沈澱及び砂ろ過	
処理施設の型式		物理処理及び生物処理	
処理施設の構造		鉄筋コンクリート製及び鋼板製	
処理施設の主要寸法		初沈槽（２基） 直径 70メートル 高さ 3.5メートル 曝気槽 縦 40メートル　横 80メートル 高さ 5.5メートル 縦 50メートル　横 65メートル 高さ 5.5メートル 縦 58メートル　横 110メートル 高さ 5.2メートル 凝沈槽（３基） 直径 65.5メートル 高さ 5.8メートル 砂ろ過（23基） 直径 5.5メートル 高さ ５メートル	
処理施設の能力		１日当たり333,500立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		沈澱、活性汚泥、凝集沈澱及び砂ろ過	
処理施設の使用時間間隔		連　続	
処理施設の１日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無　し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常　7.0 最大　7.0～9.5	通常　6.5 最大　5.8～8.0

汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　550 最大　830	通常　60.5 最大　100
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　550 最大　700	通常　30 最大　50
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　30 最大　40	通常　15 最大　20
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　3 最大　4	通常　1.5 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　281,450 最大　290,000	通常　281,450 最大　290,000

備考　処理水の一部は、用水として利用する。

５　事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の１日当たりの量

№１工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　6.5 最大　5.8～8.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　60.5 最大　100
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　30 最大　50
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　15 最大　20
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1.5 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　281,450 最大　281,450

№６排水口（生活排水）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　7.0 最大　6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　30 最大　50
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　20 最大　40
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　5 最大　10
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　0.2 最大　0.5

№７排水口（生活排水）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　7.0 最大　6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　30 最大　50
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　20 最大　40
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　5 最大　10
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　1 最大　2

№９排水口（生活排水）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常　7.0 最大　6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　30 最大　50
	浮遊物質量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　20 最大　40
	窒素含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　5 最大　10
	りん含有量（単位　１リットルにつきミリグラム）	通常　1 最大　2
汚水等の１日当たりの量（単位　立方メートル）		通常　1 最大　2

備考　他に雨水排水口が123ヶ所ある。

○愛媛県告示第1964号

平成17年10月24日県営中山間地域総合整備事業鬼北２期地区（興野々山手工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第10項において準用する同法第54条第４項の規定により公告する。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

○愛媛県告示第1965号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北黒田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第６項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　縦覧に供すべき書類の名称

⑴　町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北黒田地区）計画書の写し

⑵　松前町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

２　縦覧期間

平成17年11月２日から12月１日まで

３　縦覧場所

松前町役場

○愛媛県告示第1966号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第１項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第３項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者　西条市長　伊藤　宏太郎

西条市大町244番地４

２　埋立区域

⑴　位置

西条市河原津甲1188番地先の公有水面

⑵　区域

次の１点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と１点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（Ｃ．Ｄ．Ｌ．＋3.80メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西条市河原津甲1188番地先北物揚場に設置された金属鋲）は、北緯33度58分24秒、東経133度04分12秒の地点

１点は、基点から真北53度42分09秒16.58メートルの地点

２点は、１点から真北52度37分02秒5.54メートルの地点

３点は、２点から真北51度58分28秒6.58メートルの地点

４点は、３点から真北51度57分04秒3.26メートルの地点

５点は、４点から真北52度20分21秒2.60メートルの地点

６点は、５点から真北57度25分12秒3.24メートルの地点

７点は、６点から真北60度44分51秒1.93メートルの地点

８点は、７点から真北142度59分10秒12.22メートルの地点

９点は、８点から真北232度59分10秒80.50メートルの地点

10点は、９点から真北322度59分10秒11.54メートルの地点

⑶　面積

951.30平方メートル

３　埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年７月23日　愛媛県指令15港第10189号

４　しゅん功認可年月日

平成17年11月１日

○愛媛県告示第1967号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　道路の位置

四国中央市金生町山田井字大平木1126番３及び1126番４

２　申請人の住所氏名

四国中央市川之江町1856番地35

アルファ・プランニング

吉田　茂生

３　図面省略

1138　平成17年11月１日　印刷
平成17年11月１日　発行

購読料（送料共）　１箇月 1,750円

古紙配合率100%再生紙を使用しています